

# 自民党

## 憲法改正草案

を読む

2015.5.23a

札幌たのしい授業・研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道

丸山秀一

自民党は「現憲法には問題がある」として改正に向けて進んでいます。では、どういうところを「問題」として、どう改正してゆくつもりなのかを見ていきましょう。

まずは、現憲法の前文です。

### 【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これ

は人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 【問題】

さて、この前文で自民党が「問題」としているのはどの部分でしょうか。いくつかあげてみましょう。

また、そのうち「一番の問題」としているのはどこでしょうか。

## 「一番の問題」

自由民主党が発行している「日本国憲法改正案 Q&A 増補版」(2012)と「日本国憲法改正草案」(2012)から見ていきましょう。

「前文を改めた理由」を抜き出しにすると、

翻訳調でつづられており、日本語として違和感があります。

前文は、我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべきですが、現行憲法の前文には、そうした点が現れていません。

前文は、いわば憲法の「顔」として、その基本原理を簡潔に述べるべきものです。現行憲法の前文には、憲法の三大原則のうち「主権在民」と「平和主義」はありますが、「基本的人権の尊重」はありません。

特に問題なのは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分です。これは、ユートピア的発想による自衛権の放棄にほかなりません。

ということになります。

## 【問題】

では、これらの「問題」をどう改正するのでしょうか。 については「現代文に改める」でしょうが、 はどのように反映させるのでしょうか。あなただったら、 のため=「我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべき」のために何を書き加えますか。

【問題】

では、 についてはどうでしょう。「基本的人権」はどのような位置づけで草案には入れられているのでしょうか。

- 予想 ア 何よりも尊重される  
イ まあまあ尊重される  
ウ あまり尊重されない

また、基本的人権を尊重するのは誰だとなっているのでしょうか。

- 予想 ア 天皇  
イ 政府  
ウ 国民  
エ そのほか

では、 を解決するために入れられた文言はなんのでしょうか。

- 予想 ア 世界平和への貢献  
イ 自国の防衛権  
ウ 「和」の精神  
エ そのほか

## 前文の改正草案

「我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべき」として、前文に挿入されたのは「天皇を頂く国家である」という文言です。

基本的人権については、せっかく入れられたものの、その扱いはひどいものです。

「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する（草案）」

ここでは基本的人権は、大切にされているとは言いがたいものです。「国を誇りを持って守ること」より下なのです。しかも、これが「国民の義務」として語られているのです。

【問題】

また、改正案では、今まで紹介した以外に国民に新たな義務が課されています。それは为什么呢。

予想

- ア 愛国心
- イ 健康でいること
- ウ 経済発展に寄与すること
- エ そのほか

増える「国民の義務」

「我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる（草案）」

「経済発展で国を成長させる」のが国民の義務となったのです。どんなに経済格差が広がろうと、国全体として経済発展するなら、そのために国民は尽くさなければならないわけです。

また、ここでも「国土を守る」ことが国民の義務とされています。

全体を見てみましょう。

〔前文の草案〕

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

このように、前文からして「国民の義務」ばかりの憲法は、「人権のために権力を制限する」=「立憲主義」から外れていると指摘されています。

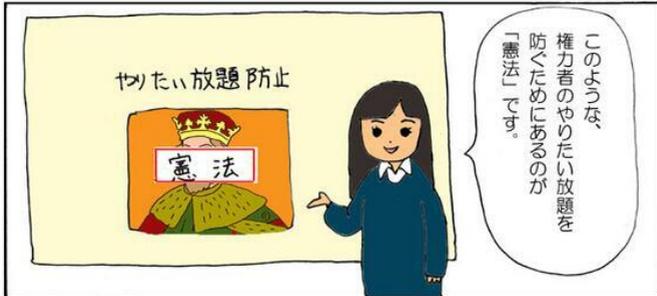
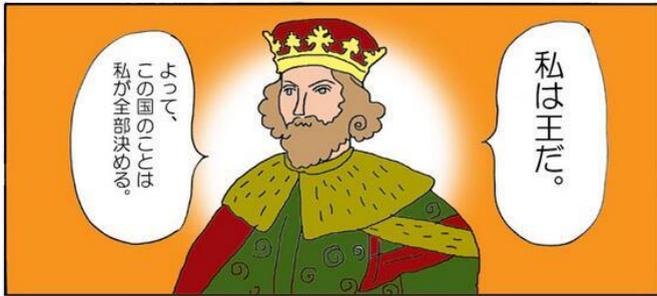
近代の憲法は「権力を制限し、国民の権利・自由を擁護することを目的とする」ものだからです。

【問題】

では、「立憲主義から外れているのではないか」という指摘について、自民党はどのような立場なのでしょう。

予想

- ア これでもいいのだ
- イ そんなの関係ねえ
- ウ もはや戦後ではない
- エ 国民の義務は憲法に規定されるべき
- オ そのほか



「立憲主義を否定したものではない」

立憲主義の観点からすれば、憲法は権力の行使を制限する「制限規範」が中心となるべきものですが、同時に、立憲主義は、憲法に国民の義務規定を設けることを否定するものではありません。

実際、現行憲法でも「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」が規定されており、これは、国家・社会を成り立たせるために国民が一定の役割を果たすべき基本的事項については、国民の義務として憲法に規定されるべきであるとの考え方です。

この点は、他の多くの立憲国家においても、国防義務や憲法擁護義務といったものが国民の義務規定として憲法に盛り込まれていることから明らかです。(例:イタリア憲法 52 条 1 項 (祖国防衛義務), 同 54 条 (共和国への忠誠義務), ドイツ基本法 12a 条 (兵役義務) など) (「Q&A」)

イタリア憲法に「防衛義務」や「忠誠義務」があるのは、敗戦から学び、再びファシズム国家にならないことを貫いているからです。「すべての市民は、共和国に忠実で、憲法および法律を遵守する義務を負う」(イタリア憲法第 54 条) これらの義務は強制的なものではなく(徴兵制は廃止されている)「ファシズムに抵抗せよ」ということなのです。

ドイツ憲法の兵役義務には、「良心的兵役拒否」が認められていました(現在は徴兵制度は廃止)。またイラク戦争の時「自分の任務は国際法違反であるイラク戦争に荷担するものだ」として任務を拒否したフローリアン・プファフ少佐は、軍法会議で有罪とさ

れましたが、連邦裁判所は「国連憲章および国際法の禁止する武力行使に鑑み、イラクに対する戦争には重大な法的疑義がある」として、良心の自由に基づく命令拒否を認めました。ドイツの軍人には「違法な命令には従わない義務」があるのです。

自民党の見解とは異なり、現憲法は「憲法は権力者を縛るもので国民から政府への命令である」という「立憲主義」の立場を取っています。だから、「国を守れ」「国を愛せ」などの義務は存在せず、憲法擁護義務も第 99 条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員」に限定されています。

#### 【問題】

ということは、新憲法草案では、国民にもこの憲法擁護義務が課されているのでしょうか。

- 予想 ア 全国民に課されている  
イ 現行通りで課されていない  
ウ なんともいえない

また、現行の憲法にある「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員」の憲法擁護義務は、草案では変更となり、義務のある人が減っています。削られたのは何でしょうか。

- 予想 ア 天皇と摂政 イ 国務大臣  
ウ 国会議員 エ 裁判官  
オ 公務員

## 義務

(憲法尊重擁護義務)

第二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。(草案)

このように全国民に「尊重義務」が新たに課される一方で「天皇と摂政」の憲法擁護義務がなくなりました。また、議員と大臣の順番が入れ替わっているのもおもしろいです。

天皇の憲法擁護義務を削除したのは、現皇室の「憲法擁護発言」を封じたいためなのかも知れません。(後述するように、ここには、「天皇は憲法よりも上位」という考え方もあるようです)

## 天皇の発言

・「戦後、連合国軍の占領下にあった日本は、平和と民主主義を、守るべき大切なものとして、日本国憲法を作り、様々な改革を行って、今日の日本を築きました。戦争で荒廃した国土を立て直し、かつ、改善していくために当時の我が国の人々の払った努力に対し、深い感謝の気持ちを抱いています。また、当時の知日派の米国人の協力も忘れてはならないことと思います」2013.12。この発言をNHKは全部カットして放映した。

・「今後とも憲法を遵守する立場に立って、事に当たっていく」  
2014.1

・「本年は終戦から七十年という節目の年に当たります。多くの人々が亡くなった戦争でした。各戦場で亡くなった人々、広島、

長崎の原爆，東京を始めとする各都市の爆撃などにより亡くなった人々の数は誠に多いものでした。この機会に，満州事変に始まるこの戦争の歴史を十分に学び，今後の日本のあり方を考えていくことが，今，極めて大切なことだと思っています」2015.1

#### 皇太子の発言

・「今日の日本は，戦後，日本国憲法を基礎として築き上げられ，現在，我が国は，平和と繁栄を享受しております。今後とも，憲法を遵守する立場に立って，必要な助言を得ながら，事に当たっていくことが大切だと考えております」2014.2

・「戦後 70 年にあたり，戦争を知らない世代に悲惨な体験や日本がたどった歴史が正しく伝えられていくことが大切」2015.2

#### 【問題】

現憲法では天皇は「日本国の象徴」です。では，草案では天皇の地位はどうなったでしょうか。

#### 予想

- ア 変わらない
- イ 元首となった
- ウ そのほか

## 元首

草案では、天皇を元首と大日本帝国憲法に戻って規定しました。

現憲法では

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

となっているのを次のように変更したのです。

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

この変更の理由を次のように解説しています。

我が国において、天皇が元首であることは紛れもない事実ですが、それをあえて規定するかどうかという点で、議論がありました。

自民党内の議論では、元首として規定することの賛成論が大多数でした。反対論としては、世俗の地位である「元首」をあえて規定することにより、かえって天皇の地位を軽んずることになるといった意見がありました。反対論にも採るべきものがありました。多数の意見を採用して、天皇を元首と規定することとしました。

「本来なら天皇は元首よりも上の存在だ」という考えがあるようです。しかし、「天皇が元首であることは紛れもない事実」であるなら、日本の政体は「立憲君主制」であり、国の名称も「日本王国」のようなものになるはずで。

事実、CIA World Factbook 等では、日本を「立憲君主国」とし

ています。しかしながら、現憲法下における天皇の地位は「国王」ではなく「象徴」なのです。

さらに、帝国憲法では日本は立憲君主制と言えそうですが、当時の皇室典範は「憲法と同格」とされ、神聖不可侵の統治者とされ、統帥権や勅令などの強力な権限を持った天皇から、「絶対君主制」という考え方もあります。

### 【問題】

現憲法には「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」とあります。

では、この規定は草案でどのように変えられたのでしょうか。

予想

- ア 変えられていない
- イ 内閣は責任を負わなくなった
- ウ 「内閣の助言と承認」がなくなった
- エ そのほか

## 進言

草案では「天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う」となっていて、「助言と承認」が「進言」へと変えられました。これについては次のように解説しています。

現行憲法では、天皇の国事行為には内閣の「助言と承認」が必要とされていますが、天皇の行為に対して「承認」とは礼を失することから、「進言」という言葉に統一しました(6条4項)。従来の学説でも、「助言と承認」は一体的に行われるものであり、区別されるものではないという説が有力であり、「進言」に一本化したものです。

さらっと書いていますが、大きな意味があります。「助言」とは、ただのアドバイスのことですが、「進言」とは、「目上の者に意見を言うこと」です。そして、「承認」は「失礼だ」として削除されたのです。

現憲法では「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」となっているところも、「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない」と変えられました。「国事行為(国家的事項に関する行為)のみ」だったのが、その制限が取り払われたのです。そして、増やされたのは、定義が明確ではない「公的行為」です。

「天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」

このことについては、次のように解説しています。

現行憲法には規定がなかった「天皇の公的行為」を明記しました。現に、国会の開会式で「おことば」を述べることで、国や地方自治体が主催する式典に出席することなど、天皇の行為には公的な性格を持つものがあります。しかし、こうした公的な性格を持つ行為は、現行憲法上何ら位置付けがなされていません。そこで、こうした公的行為について、憲法上明確な規定を設けるべきであると考えました。

一部の政党は、国事行為以外の天皇の行為は違憲であると主張し、天皇の御臨席を仰いで行われる国会の開会式にまだに出席していません。天皇の公的行為を憲法上明確に規定することにより、こうした議論を結着させることとなります。

と天皇の活動範囲を広げる考えのようです。

### 【問題】

現憲法の「第一章 天皇」には、天皇のことしか記されていません。しかし、草案には、天皇とは関係ない二つのことが、この第一章に加えられました。それらはなんのでしょうか。

- ( ) 国の名称 ( ) 国旗・国家 ( ) 国の政体  
( ) 元号 ( ) 国民の地位 ( ) そのほか

## 元号と国旗国歌

それは次のふたつです。

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。

これらを「第一章 天皇」のところに持ってくるのは、「天皇と同じものである」ということを表しています。しかも、国旗国歌には、国民がそれを尊重しなければならない義務が記されています。解説では「国旗国歌をめぐって教育現場で混乱があるのでこの条文を設けた」としています。

学校現場では、国旗国歌の強制を巡って多くの対立がありましたが、憲法改正で、さらに強制しやすくなるのでしょうか。しかし、解説では「国旗国歌を国民が尊重すべきであることは当然のことであり、この規定によって国民に新たな義務が生ずるものではない」としています。「国旗国歌法」が制定されたときも、政府はまったく同じ事を言っていたはずですが・・・。

それに対して、元号には強制がないのが興味深いです。元号は、国旗国歌の場合と同じく「元号法は、その使用を国民に義務付けるものではない」として制定されたものです。そして、国旗国歌の場合とは違って、現在も未来も政府は強制するつもりがないみたいなのです。「国民に元号の使用を強制しないよう注意を喚起する通達」も多々出されています。

報道機関も主として西暦を使用するようになり、現在も元号のみを使っているのは、NHK と産経新聞ぐらいです。

敗戦後、尾崎行雄は衆議院に「改元の意見書」を出しました。それは、敗戦後の元号を「新日本」とするものでした。同時期、石橋湛山は「元号の廃止」を訴えていました。しかし、1979年「元号法」が成立したのです。

元号は、「皇帝が時間も支配できる」との考えに立つものですから、ますます日本は君主国ということになるでしょう。

### 【問題】

現憲法第二章は「戦争の放棄」です。ここの変化が一番大きいわけですが、まず、草案では第二章のタイトルがどうなっているでしょうか。

予想

- ア 平和追求
- イ 安全保障
- ウ 国防
- エ 専守防衛
- オ そのほか

また、「戦争放棄」の文言は、残っているのでしょうか。

予想

- ア 残っていない
- イ 残っている

## 安全保障

草案では、第二章のタイトルは「戦争の放棄」から「安全保障」へと変えられています。しかし、本文中には「戦争の放棄」が残されています。

### ・現憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### ・草案

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

これを見ると、あまり違いがないように見えますが、第二項に大きな変化があります。草案では「2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」となっていて、第九条の最初の戦争放棄の規定は「自衛権の発動であれば無視できるもの」となっているのです。

そして、次に「国防軍」の規定が置かれます。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

驚くべきは第三項で、国防目的以外でも「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動」ができるとされているところです。これは今話題になっている「集団的自衛権」のことですが、憲法にこうやって明記されてしまったら、そんな議論など必要なくなるわけです。

ではこれらの改正について「Q&A」ではなんといているのでしょうか。実は、「憲法9条1項は、日本国憲法の三大原則の一つである平和主義を定めた規定であることから、基本的には変更しない」としています。だから「9条1項の基本的な意味は、従来と変わりません」として、「9条1項で禁止されるのは戦争及び侵略目的による武力行使のみであり、自衛権の行使や国際機関による制裁措置は、現憲法でも禁止されていない」とするのです。

さらに「自衛隊」ではなく「国防軍」としていますが、英訳がどうなるのかが気になります。現在の「自衛隊= Self Defense Force」でも、英文の意味としては国防軍です。

第5項には「軍法会議の設置」が述べられていて、「ふつうの軍隊」であることがここでも示されているわけです。

## 【問題】

草案の第九条には、新たに「第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」というのが設けられました。

この条文が第九条「安全保障」としてある理由は、まさに日本は、「領土や資源確保のために戦争をする」というようにも受け取れます。

では、「Q&A」では、この条文の意図を何と書いてあるでしょうか。

### 予想

- ア 国民の国防義務
- イ 国境地帯への入植
- ウ 領土問題の解決
- エ そのほか

## 国防の義務

党内議論の中では、「国民の『国を守る義務』について規定すべきではないか。」という意見が多く出されました。しかし、仮にそうした規定を置いたときに「国を守る義務」の具体的な内容として、徴兵制について問われることになるので、憲法上規定を置くことは困難であると考えました。

そこで、前文において「国を自ら守る」と抽象的に規定するとともに、9条の3として、国が「国民と協力して」領土等を守ることを規定したところです。（「Q&A」より）

ということで、この条文は、本当は「国を守る義務」として書きたかったというのです。そして、「国を守る義務」＝「徴兵制」ということも認めています。

さらに、

加えて、「国民との協力」に関連して言えば、国境離島において、生産活動を行う民間の行動も、我が国の安全保障に大きく寄与することになります。

と、かつての満州のような「最前線への植民」を国民に求めているものなのです。もう一度、国民を「人間の盾」として使うつもりなのではないでしょうか。

【問題】

第三章は「国民の権利及び義務」です。ここでは現憲法と比較して、「新しい人権に関する規定をいくつか追加した」とのことです。

では、この章では、どんな人権が追加されているのでしょうか。

現憲法での「国民の権利」

基本的人権、生命・自由及び幸福追求に対する権利、法の下での平等、公務員の選定罷免権、請願権、国家に対する賠償請求権、奴隷的拘束や苦役を受けない権利、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、住所・職業選択の自由、国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、団結権、財産権、裁判を受ける権利、

また、この章での「義務」は現憲法と比較して増えているのでしょうか

予想

- ア 増えている
- イ 変わらない
- ウ 減っている

## 新しい権利

それは「個人情報 を 不当に 取得 することの 禁止」「国 の 国民 への 説明 義務」「家族 の 尊重」「環境 保全」「在 外国 民 の 保護」「犯罪 被害 者 への 配慮」「知的 財産 権」「障害 者 の 権利」など の もの です。

「個人情報 の 不当 取得 禁止」は、例 外 なく すべ て の 国民 に 与え られる もの で、これ に より、報 道 機 関 の 活 動 が 制 限 さ れ る こ と が 予 想 さ れ ま す。お そ ら く そ の 批 判 を か わ す た め に「国 の 国民 への 説明 義務」を 入 れ た の で し ょ う が、国 が 求 め ら れ て い る の は「説 明」の み です。

「家族 の 尊重」は、以 下 の よう に 復 古 調 の もの です。こ の よう な こ と ま で 国 に 強 制 さ れ る の で あ れ ば、江 戸 時 代 です。

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

こ の 条 項 は「世 界 人 権 宣 言」を 参 考 に し た そ う で す が、比 較 す る と、国 の 義 務 だ け が 抜 け 落 ち し て い る の が わ か り ま す。

「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。(世界人権宣言 16 条 3 項)」

「在 外国 民 の 保護」は、以 下 の よう に、海 外 派 兵 の 根 拠 と も な り う る もの です。

第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

「知的 財産 権」に つ い て は 次 の よう な 条 文 で す が、そ の 意 図 は、そ の 権 利 の 保 護 で は あ り ま せ ン。

財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の

知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。

「Q&A」では、はっきりと「特許権等の保護が過剰になり、かえって経済活動の過度の妨げにならないよう配慮することとしたものです」としています。

障害者の権利については「法の下の平等」において「障害の有無で差別されない」と述べています。

あとの国民の権利は、現憲法と同じくあるのですが、その取り扱い方には、大きな違いがあります。

現憲法にある「公共の福祉」は、「公益及び公の秩序」に変更されています。

現憲法	草案
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。
第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要と	第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重され

する。	なければならない。
第二十一条 集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する。	第二十一条 集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，保障する。 2 前項の規定にかかわらず，公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い，並びにそれを目的として結社をすることは，認められない。
財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める	財産権の内容は，公益及び公の秩序に適合するやうに，法律で定める。

「公共の福祉」＝「社会全体の幸福」から「社会の利益と秩序」に変更されることによって，基本的人権がたやすく制限されうる事態となりそうです。

また現憲法が「国民は個人として尊重される」というのを「人として尊重される」と変えたのも大きいです。個人を否定するのは，ほぼ不可能ですが，「人でなし」のように「人」を否定するのは簡単だからです。また，将来，この「人」は「日本人を表す」ということにもされそうです。そうすれば「非国民」は排除できるわけです。事実，草案の第 15 条では選挙権が「日本国籍を有するもの」に限定されています。

おもしろいのは，「住所・職業選択の自由」で，現憲法が「公共の福祉に反しない限り自由」としているのに対して，草案では「無制限に自由」です。「公共の福祉に反する移転や職業選択」も認め

られるわけですが，それはどんなものか想像してみましょう。

詳しく見ると言葉尻に気になるところが多々あります。

現憲法	草案
<p>第十一条 国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与えられる。</p>	<p>第十一条 国民は，全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利である。</p>
<p>すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。</p>	<p>選挙における投票の秘密は，侵されない。</p>
<p>第十九条 思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。</p>	<p>第十九条 思想及び良心の自由は，保障する</p>
<p>何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>全て国民は，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を有する。</p>
<p>第二十四条 婚姻は，両性の合意のみに基いて成立</p>	<p>婚姻は，両性の合意に基づいて成立</p>
<p>第二十九条 財産権は，これを侵してはならない。</p>	<p>第二十九条 財産権は，保障する。</p>
<p>第三十二条 何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。</p>	<p>第三十二条 何人も，裁判所において裁判を受ける権利を有する。</p>
<p>第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は，絶対にこれ</p>	<p>第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は，禁止する。</p>

を禁ずる。	
何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。	何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。

草案では「一般的にはそうだね」という一般論的な感じとなっています。「法律は一字一句そのまま適用されるもの」なので、こういった変化も些細なものではないのです。そして、この変化こそが、「立憲主義」から遠ざかっていっていることを示しています。

現憲法の「第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」という規定は、草案では、「何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」となっています。その理由は「奴隷的拘束」というのは、歴史的に奴隷制度を採ってきた国に由来するので我が国にはなじまない。社会的とはカルト教団、経済的とは身売りを想定している」のだそうです。また、ここでの「苦役に服させられない」という条項により、「徴兵制は認められない」のだそうです。米国のように格差社会になれば、徴兵制が必要なくなることを見据えているのかも知れません。

また、草案においては、国民の義務が次のように増えています。

- ・公益、公の秩序に反しない義務

- ・ 不当な個人情報の取得の禁止
- ・ 家族の尊重と助け合い義務
- ・ 環境保全の義務

「国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない」

### 【問題】

現与党は、宗教団体を後援団体に持つ公明党との連立政権です。では、憲法草案での「信教の自由」では、現憲法と比較して、どんな違いがあるのでしょうか。

予想

- ア 宗教的活動が容認されている
- イ ほとんど変わらない
- ウ 政教分離がさらに徹底されている

## 公明党

現憲法	草案
<p>第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</p>

これは驚くべき内容です。「宗教団体が政治上の権力を行使すること」が認められ、国や地方公共団体は「習慣的儀礼」という名目であれば、宗教活動をしていても良いとされているのです。

これは公明党のためだけではなく、靖国参拝などにも当てはめようと考えているのだと思われます。

草案においても、「労働者の団結権、団体交渉権、争議権」が認められています。しかし、草案には「例外規定」があります。

公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の

定めるところにより，前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては，公務員の勤労条件を改善するため，必要な措置が講じられなければならない。

公務員の労働三権が憲法で否定されているのです。公務員に対する管理がますます強化されることでしょう。

**【問題】**

「表現の自由」についてはどうでしょう。現憲法では「集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する。検閲は，これをしてはならない。通信の秘密は，これを侵してはならない」となっています。

では，草案ではどうでしょうか。

予想

- ア 規制されている
- イ ほぼ同じ
- ウ 自由が拡大している

## 表現の不自由

草案は以下のようになっています。表現の自由に大きな規制が入っているのです。

第二十一条 集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，保障する。

2 前項の規定にかかわらず，公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い，並びにそれを目的として結社をすることは，認められない。

3 検閲は，してはならない。通信の秘密は，侵してはならない。

「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」というのは，誰が判断するのでしょうか。反原発活動は公益に反するのでしょうか。

また，現在も歯止めのない盗聴を目的とした通信傍受法が成立しようとしています。

第四章は「国会」についてです。ここでは「両議院の議事は，この憲法に特別の定のある場合を除いては，出席議員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決するところによる」が「両議院の議決は，各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない」と変更されています。強行採決がやりやすくなっているわけです。

また新たな条項として「政党の政治活動の自由」が保障されています。やり放題というわけでしょうか。

【問題】

草案には「緊急事態」という章が新設されています。

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃，内乱等による社会秩序の混乱，地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において，特に必要があると認めるときは，法律の定めるところにより，閣議にかけて，緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は，法律の定めるところにより，事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

「緊急事態」になると，日本はどういうことになるのでしょうか。

予想

- ( ) 一時的に徴兵のように国民が動員される
- ( ) 自衛隊が警察権を持つ
- ( ) 法律と同等の命令を政府が出す
- ( ) 基本的人権が制限される

## 緊急事態

### (緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

つまりは「基本的人権は制限されうる」ということです。「Q&A」でも、はっきりと「国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」としています。

草案第 10 章は「憲法改正」についての規定です。現憲法では以下のようになっています。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

#### 【問題】

草案では、現憲法から主に三カ所が変更されています。  
変えられたところはどこでしょうか。

- ・「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」が
- ・「国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」が
- ・「天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」が

改正しやすい憲法に

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

変更点は「三分の二」が「過半数」に、国民投票での「過半数の賛成」が、「有効投票数の過半数の賛成」になったことです。改正しやすくしているわけです。

さらに第二項では、「国民の名で、この憲法と一体を成すものとして」という文言が削除されました。これは、立憲主義の否定ですし、「現在の憲法を尊重していない」ということを表しているのでしょう。

現憲法の第10章は「最高法規」です。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は，これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣，国会議員，裁判官その他の公務員は，この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

この条文はどう変化したのでしょうか。すでに見たように 99 条は「国会議員，国務大臣，裁判官その他の公務員は，この憲法を擁護する義務を負う」とされましたが，変化はそこだけではありません。

実は 98 条は，全く変化していません，

#### 【問題】

では 97 条は，どうなったのでしょうか。

予想

- ア 削除された
- イ 簡略化された
- ウ 変わっていない
- エ そのほか

また，国民に新たな義務が追加されましたが，それは为什么呢。

## 憲法尊重義務

97 条は「11 条と重複している」とされて草案では全文削除されました。「Q&A」では「与えられる」という表現は、西欧の天賦人権思想からのものであり、我が国には合わない」ということも書いています。

また、現憲法で天皇や公務員にのみ求められていた憲法擁護義務から天皇が外れたことは、前に述べたとおりです。

そして、新たな国民の義務として「憲法尊重義務」が設けられました。

第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員，国務大臣，裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

なぜ「遵守」ではなく「尊重」なのでしょう。「Q&A」では、「遵守するのは余りにも当然のことなので、一歩進めて尊重義務とした」ということです。

## 典拠文献

- ・自由民主党「日本国憲法改正案 Q&A 増補版」(2012)
- ・自由民主党「日本国憲法改正草案」(2012)

「1984」

憲法改正の動きは、「戦争放棄」についてが中心だろうとずっと思っていました。だから、あるとき自民党の「改正草案」を読んで驚きました。戦争放棄だけでなく、基本的人権も侵害されているのです。まさに自民党の閣僚が言った「憲法はナチスのようにいつの間にか変わっていた」というのが一番いい」という通りのようです。

この草案を読んで、「戦争反対」のキャンペーンは、憲法改正の本質から目を背けるようなモノとしか思えなくなりました。国民主権の国家であれば、我々は戦争を始めた政府を変えることができるからです。しかし、国民に基本的人権もないとしたら、我々には何ができるのでしょうか。

やるべきことははっきりしています。「戦争反対」よりも、立憲主義を守ることです。

昨日（5/28）に、東京高裁は、君が代不起立で停職6か月とされた教師への処分を「違憲である」としました。しかし、行政は「これからも処分して行く」ということで、我が国には「三権分立」の学力が著しく低下していることを再確認できたわけです。

現在、カンボジアについて調べています。もうすぐ下調べが完了しますので、来月か再来月にはまとめたいです。日本の未来と国民の問題点が見えるかも。

今年から 1 年ぶりに担任も持って、サービスする対象が増えて、とても忙しいです。相変わらず、職員室では怒られています。どうも彼らは本能的にボクが敵だと分かるようですね。笑。でも、「大人指導部長」は、しばらくお休みです。「生徒」という人質を取られているからなあ。でも、やはりやんなきゃダメかなあ・・・。

しかし、隠蔽工作と生徒いじめの集団だな。